

大阪府 「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議

石綿ばく露防止対策等について

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等の見直し（主な論点案）

現行の規制の概要（石綿則）

【作業開始前の措置】

- ・目視、設計図書等による石綿使用有無の調査の義務
- ・石綿使用有無が不明の場合における分析による調査義務
- ・調査結果の記録・結果概要の掲示を義務付け
- ・作業計画の策定義務
- ・以下の作業の事前届出義務
 - ①耐火建築物・準耐火建築物の吹付石綿除去作業（工事開始の14日前）
 - ②保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業等（工事開始前まで）

【作業上の措置】

- ・吹付石綿除去作業等は、隔離、負圧の維持、作業開始時の集じん・排気装置からの石綿漏洩有無の点検、作業開始時の負圧の点検等の義務
- ・作業場への立入禁止措置義務
- ・石綿を湿潤化する義務
- ・呼吸用保護具・保護衣の使用義務
- ・使用した器具・工具等の付着物除去義務
- ・石綿作業場であること、人体への作用、注意事項、使用すべき保護具の掲示義務

【管理対策】

- ・石綿作業主任者の選任義務
- ・労働者に対する特別教育実施義務
- ・常時、石綿作業に従事する者に対する健康診断の実施義務
- ・常時、石綿作業に従事する者に対する作業記録の作成・保存義務

現状・課題の概要

【作業開始前の措置】

- 石綿使用有無の調査が不十分で必要な措置をとらずに解体等が行われている事例多数（総務省勧告等）
 - 〈原因〉・建築物や石綿建材に関する知識不足
 - ・法令上の調査として何をどこまで行う必要があるかが明確に示されていない
 - ・調査結果が適切に共有されず
- 石綿分析を行う者の中には、基礎知識の無い者や十分な能力のない者が見られる。
- 調査者などが十分確保できておらず、今後のニーズ拡大への対応が必要

【作業上の措置】

- (対策が不十分)
- 吹付石綿除去作業等以外の石綿作業現場でも石綿が高濃度で発散した事例が見られる
 - 〈原因〉破砕で生じた粉状の石綿の再飛散等
- 吹付石綿除去作業等の現場で隔離空間からの石綿漏洩事例などが散見される
- (全く対策を取らない)
- 必要な措置を講じずに解体等が行われる事例が散見される
 - 〈原因〉・解体してしまえば事後に石綿の有無や措置の実施の有無を確認することは困難なため
 - ・解体現場を網羅的に把握できず、指導すべき事業者を行政が特定することが困難

【管理対策】

- 年間解体件数(80㎡以上)20万件、解体業者4万社、
- 石綿作業主任者の選任、石綿健康診断の実施等の基本的な管理対策が必ずしも徹底されていない

対策見直しに関する主な論点案

【作業開始前の措置】

- 調査者及び分析者は、それぞれ講習受講等の一定の要件を義務づけてはどうか
 - ※必要な能力を有した者が調査や分析を行うようにすることで、調査・分析の適正化を図ってはどうか
- 調査の方法（範囲）を明確化してはどうか
- 現場への事前調査結果の記録の備付けを義務づけてはどうか
 - ※解体等作業を行う作業者が石綿建材の場所等を具体的に確認できるようにしてはどうか

【作業上の措置】

- 堆積石綿粉じんの再飛散を防止のための清掃作業、湿潤化作業などの実施の徹底などが必要ではないか。
- 隔離作業における漏洩防止措置の指導の充実などが必要ではないか。

【事業者に対する指導等】

- 調査結果について記録項目・保存期間を明確化するとともに、作業計画に基づく作業状況・従事労働者を記録することを義務づけてはどうか
 - ※適切に措置が講じられたか事後でも確認できるようにしてはどうか。
 - ※店社が、各現場での石綿作業状況に応じた管理対策（常時従事する労働者に対する健診等）を講じられる仕組みを整備してはどうか。
- 石綿の有無に関わらず、特定の建材や一定規模以上の解体・改修工事は予め届出を行うことを義務づけてはどうか。その情報に基づいて店社または現場に対する指導を実施してはどうか。
 - ※解体工事の把握の範囲を広げ、事業者単位で解体工事の状況を把握し、指導すべき事業者を特定して、店社又は現場の指導を行うことで指導効果を高めてはどうか
 - ※建設リサイクル法の解体工事の届出範囲等との整合性に留意すべきではないか。
- 違反を繰り返す事業者等の公表制度を検討してはどうか
- 事業者に対する指導等に当たっては、関係省庁や地方公共団体との連携が重要ではないか。

建築物等の解体等作業における届出対象の拡大（石綿対策の強化）（未定）

背景

- 1 総務省が16県を対象に、平成22年4月から平成27年7月までに行われた解体工事について、新聞情報や監督署が把握している情報を基に調査したところ、レベル1～2の石綿建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等が52件確認された。
この52件のうち41件は、いわゆる無届事案であり、また、29件は（うち無届事案24件）は、石綿建材の使用が判明した後も、ばく露防止措置等が講じられないまま工事が進められるなどした事案であった。（平成28年5月総務省勧告）
- 2 石綿を使用する建築物の解体時期は、今後、ピークを迎えるとされている。（図1）
- 3 レベル1～2の石綿建材は、除去等も順次行われているが、その工事件数は引き続き高水準で推移しており、現在も多くの建築物のこれら建材が残っていると推測される。（図2）
- 4 関東の某市では、レベル3建材に係る届出（条例）のあった全ての工事現場に立入検査を実施しており、平成26～27年度の立入検査の結果、約6割の現場でいわゆるレベル3石綿建材の把握漏れが確認されている（平成28年5月総務省勧告）。

レベル3建材規制の対象となる解体工事への立入検査件数	1,363件	100.0%
うち レベル3建材に係る届出漏れ	807件	59.2%

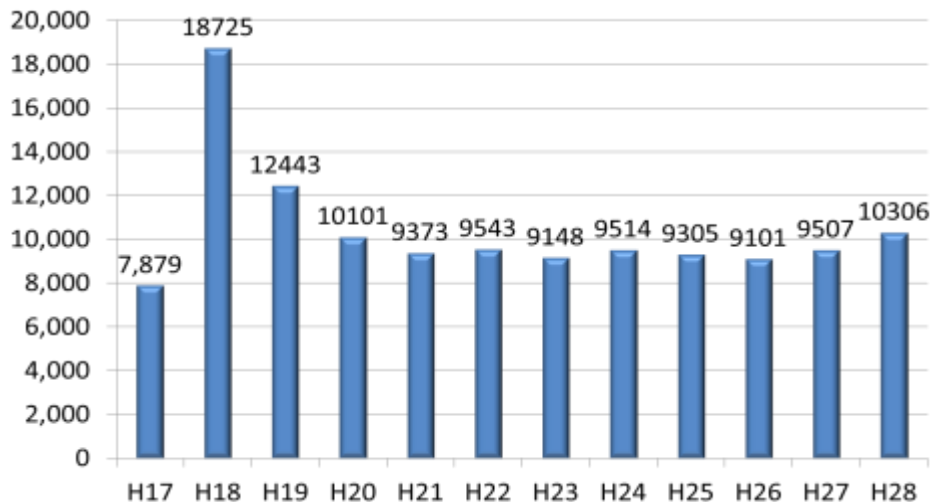
図1 石綿使用建築物の解体棟数



今後ピーク(推計)

- ※木造・戸建を除く民間建築物
- ※レベル1～3すべて含む。
- ※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(H20.4.30財務省令第32号)による耐用年数で解体されるものとした推計

図2 石綿作業の届出数



吹付石綿等の除去等件数は
今も高水準で推移

- ※労働安全衛生法第88条に基づく計画届及び石綿障害予防規則第5条に基づく作業届の合計

石綿則改正における方向性について(未定)

国内解体業者 約4~5万社 (※労働基準監督署は全国で325署)
年内解体件数(80m²以上) 約20万件/年
現行の現場への立入り件数 ⇒ 現場を網羅することが難しい



- 石綿使用の有無の調査が不十分で必要な対策を取らず解体する事案が発生
→工場等での対策と異なり、解体してしまえば対策の有無は確認できない
- 石綿健診が必ずしも徹底されていないおそれがある

対策の方向性

石綿則改正(検討会で検討中)

- 石綿有無の調査記録(記録のみ義務)の内容・年限の明確化とともに 作業状況や従事労働者の記録の義務化の可能性
- 現行のレベル1~2の届出(年間約1万)に加えて
一定規模の建築物の解体工事等(建築リサイクル法では80m²以上)、
請負金額「1億円以上」の修繕・模様替え工事等、
石綿の有無に関わらず全て届出の対象とする可能性



検討中
(未定)

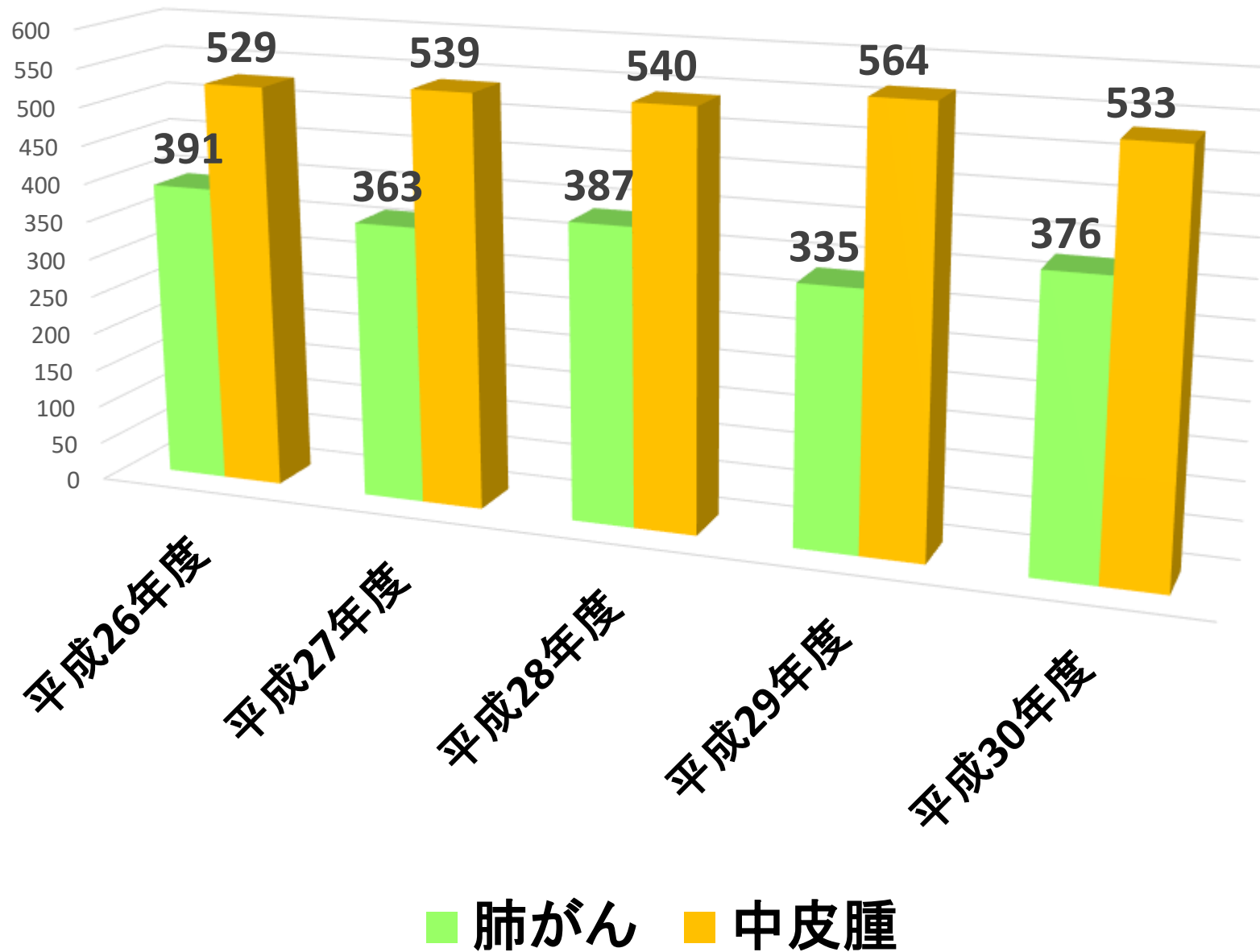
関連資料(石綿障害予防規則以外)

石綿粉じんへのばく露防止マニュアル

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]

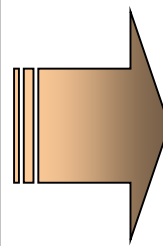
建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針

石綿関連疾患の労災認定状況の推移



石綿の健康障害に係る申請（症状別）

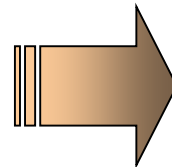
石 綿 肺
（石綿による
じん肺）



じん肺
管理区分
決定申請

じん肺健康診断結果証明書（様式第3号）・X線写真

不整形陰影
胸膜肥厚
胸膜プラーク
胸膜石灰化

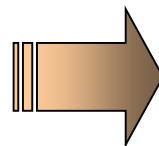


健康管理
手帳申請
(石綿)

胸部X線直接撮影又は特殊なX線撮影による写真
及び

石綿による「不整形陰影」又は「胸膜肥厚の陰影」が
ある旨の記述等のある医師による診断書

- ・石綿肺(管理区分4or管理区分2, 3+合併症)
- ・肺がん
- ・中皮腫
- ・良性石綿胸水
- ・びまん性胸膜肥厚



労災補償
請求